

公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）各規定の趣旨

	ガイドラインの各規定	各規定の趣旨
	<p style="text-align: center;">公益通報者保護法を踏まえた 地方公共団体の通報対応に関するガイドライン (外部の労働者等からの通報)</p> <p style="text-align: right;">平成 29 年 7 月 31 日 消 費 者 庁</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本ガイドラインは、「公益通報者保護制度に関する実効性の向上に関する検討会」（以下「検討会」という。）の最終報告書において、各地方公共団体が通報・相談窓口を整備し、円滑かつ適切に通報制度を運用できるよう、地方公共団体向けのガイドラインを制定することが適当であると提言された（最終報告書P34参照）ことを受けて、当該報告書や平成 29 年 3 月に改正された国の行政機関向けガイドライン（「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）」）の内容等を踏まえ、策定するものです。
<p>ガイドラインの意義・目的</p>	<p>1. 本ガイドラインの意義及び目的</p> <p>公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）を踏まえ、地方公共団体が国の行政機関との連携を図りつつ、外部の労働者等からの通報に対応する仕組みを整備し、これを適切に運用することは、事業者に対する行政の監督機能の強化並びにそれを契機とした事業者における内部通報制度の整備及び改善に向けた自主的な取組の促進に寄与するなど、事業者の法令遵守の確保につながるものである。</p> <p>また、外部の労働者等からの通報を積極的に活用した情報の早期把握を通じて、地方公共団体が適切な法執行を行っていくことは、地域住民の生活の安定及び社会経済の健全な発展にも資するものである。</p> <p>本ガイドラインは、以上の意義を踏まえて、地方公共団体に</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通報を受けた行政機関（地方公共団体を含む。以下同じ。）において不適切な対応がなされた事案が認められるなど、行政機関における公益通報者保護制度の適切な運用を図ることが重要な課題となっている旨の検討会の指摘（最終報告書P26～27参照）を踏まえ、各地方公共団体において外部の労働者等からの通報に対応するための仕組みを適切に整備・運用することの意義・重要性や本ガイドラインの目的について明らかにしたものです。

	<p>において、外部の労働者等からの法に基づく公益通報及びその他の法令違反等に関する通報を適切に取り扱うため、各地方公共団体において取り組むことが求められる基本的事項等を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的とする。</p> <p>なお、本ガイドラインは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として位置付けられるものであり、各地方公共団体において一層充実した通報対応の仕組みを整備及び運用すること、又は各地方公共団体の規模等の実情に応じた適切な取組を行うことを妨げるものではない。</p> <p>また、本ガイドラインにおいて「法令」とは、各地方公共団体が制定する条例、規則その他の規程を含むものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本ガイドラインの地方自治法上の位置付け（「技術的な助言」）を明記するとともに、各地方公共団体が一層充実した取組を行うことやその実情に応じた適切な取組を行うことも可能である旨を明らかにしたものです。 ・地方公共団体においては、国の法令に違反する行為に関する通報のみならず、各地方公共団体が定める条例等に違反する行為に関する通報についても適切に対応することが必要である旨を明らかにしたものです。
<p>通報対応の仕組みの整備・運用</p>	<p>2. 通報対応の在り方</p> <p>(1) 通報対応の仕組みの整備及び運用</p> <p>① 各地方公共団体は、外部の労働者等からの通報事案への対応を、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、迅速かつ適切に行うため、その幹部を責任者とし、部署間横断的に通報に対応する仕組みを整備し、これを適切に運用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外部の労働者等からの通報に迅速かつ適切に対応するため、各地方公共団体において通報対応の仕組みを整備するとともに、それを適切に運用する必要がある旨を明らかにしたものです。この際、通報の内容は多岐にわたる可能性があるほか、通報事案に係る調査や法執行に複数の部局が関与する場合があることから、当該地方公共団体全体に対して指揮・監督を行う権限を有する幹部を責任者とし、部署間横断的に通報に対応することが可能な仕組みを整備することが必要である旨を明記しました。

	<p>② 各地方公共団体は、通報対応の仕組みについて、内部規程（条例等を含む。）を作成し公表する。</p> <p>③ 支庁、地方事務所、支所、出張所等（以下「出先機関等」という。）を置いている地方公共団体にあつては、当該通報対応の仕組みの下で、各出先機関等においても適切に通報対応を行うための周知、体制整備その他必要な措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各地方公共団体における適切な通報対応を確保するとともに、外部の労働者等に対して通報又は相談を行った後の手続の流れ等を明らかにするため、通報対応の仕組みについて内部規程を作成し、それを公表する必要がある旨を明らかにしたものです。 各地方公共団体において適切な通報対応を行うためには、出先機関等においても通報対応の仕組みについての周知や体制整備等を行う必要がある旨を明らかにしたものです。
<p>通報窓口の設置</p>	<p>（２） 通報受付窓口の設置</p> <p>① 各地方公共団体は、外部の労働者等からの通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）及び通報に関連する相談に応じる窓口（以下「相談窓口」という。）を、通報者及び相談者（以下「通報者等」という。）に明確になるよう設置する。</p> <p>② 人員、予算等の制約により専用の通報窓口又は相談窓口を設置することが困難な地方公共団体にあつては、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意した上で、当該地方公共団体に設置された総合窓口、公聴窓口、消費生活センター又は消費生活相談窓口等を通報窓口又は相談窓口として活用することができる。</p> <p>③ 人員、予算等の制約により単独で通報窓口又は相談窓口を設置することが困難な地方公共団体にあつては、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法制定時の国会附帯決議や最終報告書（P33～34 参照）の指摘を踏まえ、通報をしようとする者が通報の方法等について事前に相談しつつ安心かつ容易に通報ができるよう、各地方公共団体に通報・相談窓口を設置する必要がある旨を明らかにしたものです。 規模の小さな市区町村等においても、その実情に応じて通報窓口等を整備・運営していただけるよう、通報に関する秘密保持や個人情報の保護を図るための必要な措置を講じた上で、総合窓口や公聴窓口、消費生活センターや消費生活相談窓口等の既存の窓口を通報窓口等として活用することも可能である旨を明らかにしたものです。 規模の小さな市区町村等においても、その実情に応じて通報窓口等を整備・運営していただけるよう、通報に関する秘密保持や個人情報の保護を図るための必要な措置を講じた上で、属する都道府県や

	<p>した上で、他の地方公共団体と連携及び協力して事務を行う仕組み（例えば、協議会の設置、機関等の共同設置、事務の委託又は代替執行等）を活用して通報窓口又は相談窓口を設置することができる。</p> <p>④ 通報を受け付ける部局と通報に基づく調査や法令に基づく措置をとる部局等が異なるときは、通報者との連絡が円滑に行われるような措置をとる。</p>	<p>周辺市区町村等と連携・協力して事務を行う仕組みにより通報窓口等を設けることも可能である旨を明らかにしたものです。</p> <p>・通報対応に関係する部局が複数にまたがる場合に、通報者と関係部局間でのやり取りに混乱が生じることを避けるため、関係部局間における必要な情報の共有や連絡窓口の一本化など、通報者との円滑な連絡を確保するための措置を講じることが必要である旨を明らかにしたものです。</p>
<p>担当者の配置・育成</p>	<p>(3) 担当者の配置及び育成</p> <p>各地方公共団体は、当該地方公共団体の関係する部局に、通報対応に必要な適性及び能力を有する担当者を配置（当該部局の職員を担当者として指定することを含む。）し、所要の知識及び技能の向上を図るための教育、研修等を十分に行う。</p>	<p>・通報制度の適切な運用を図るためには、それを担う通報取扱担当者等の役割が重要であり、行政職員の通報対応スキルの確保・向上が必要である旨の検討会の指摘（最終報告書P32参照）を踏まえ、必要な適性・能力を有する担当者の配置や教育・研修の実施が必要である旨を明らかにしたものです。</p>
<p>秘密保持等の徹底</p>	<p>(4) 秘密保持及び個人情報保護の徹底</p> <p>① 通報又は相談への対応に関与した者（通報又は相談への対応に付随する職務等を通じて、通報又は相談に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、通報又は相談に関する秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>・行政機関が通報等に関する秘密を漏えいすることにより通報者が不利益を被る事案（最終報告書P26脚注参照）が発生することを防止するため、通報等への対応に関与した者は、通報等に関する秘密保持を徹底する必要がある旨を明らかにしたものです。この際、守秘義務を負う者については、通報等への対応に係る直接の担当者のみならず、それに付随する職務等を通じて、通報等に関する秘密を知り得た者も含まれる旨を明確にしました。</p>

② 通報又は相談への対応に関与した者は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

③ 各地方公共団体は、通報又は相談に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報対応の各段階（3. に規定するもののほか、相談及び通報対応終了後の段階を含む。以下同じ。）において遵守すべき事項をあらかじめ取り決めて、通報又は相談への対応に関与する者に対して十分に周知するものとする。この場合、以下に掲げる事項については、特に十分な措置を講じるものとする。

ア. 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること

イ. 通報者等の特定につながり得る情報（通報者等の氏名、所属等の個人情報のほか、調査が通報を端緒としたものであること、通報者等しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）については、調査等の対象となる事業者に対して開示しないこと（通報対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、ウ. に規定する同意を取得して開示する場合を除く。）

ウ. 通報者等の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者等の書面、電子メール等による明示の同意を取得すること

エ. ウ. に規定する同意を取得する際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、明確に説明するこ

・通報者等に関する個人情報の保護を図るため、通報等に関する秘密のみならず、より広く、通報対応等に関与した者が知り得た個人情報についても、みだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用したりしてはならない旨を明らかにしたものです。

・通報に関する秘密保持及び個人情報の保護の徹底を図るため、通報対応の段階ごとに秘密保持及び個人情報の保護に関する留意事項を規定し、担当者等の注意を喚起することが必要である旨の検討会の指摘（最終報告書P35参照）を踏まえて、明記したものです。

なお、外部の労働者等からの通報を受けて、各地方公共団体が所要の調査等を行う場合、通報又は相談に関する秘密保持等を図るために遵守すべき事項については、各法令の規定や執行状況等を踏まえて具体的に検討することが適当であることから、本ガイドラインにおいては、調査等を行う際に共通して遵守すべき事項であって、特に重要と考えられるものを例示的に掲げており、各地方公共団体が作成する内部規程や手引き等において、更に具体的な規定を整備することが望ましいと考えられます。

	<p>と</p> <p>オ. 通報者等本人からの情報流出によって通報者等が特定されることを防ぐため、通報者等に対して、情報管理の重要性について十分に理解させること</p>	
利益相反関係の排除	<p>(5) 利益相反関係の排除</p> <p>① 各地方公共団体の職員は、自らが関係する通報事案への対応に関与してはならない。</p> <p>② 各地方公共団体は、通報対応の各段階において、通報事案への対応に関与する者が当該通報事案に利益相反関係を有していないかどうかを確認するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通報対応の公正性・公平性等を確保するためには、通報事案に対して利害関係を有する者による関与を排除する必要がある旨を明らかにしたものです。 ・利益相反関係の排除を徹底するため、通報受付時や調査開始時に通報取扱担当者等の利益相反関係の有無のチェックを行うことが必要である旨の検討会の指摘（最終報告書P28参照）を踏まえ明記したものです。
通報対象の範囲	<p>(6) 通報対象の範囲</p> <p>通報窓口では、法第2条第3項に規定する通報対象事実（以下「通報対象事実」という。）が生じ、又はまさに生じようとしている場合における通報のほか、(8)に規定する通報を受け付ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法に基づく公益通報以外の通報についても、法第10条に準じて「必要な調査」を行い、「適当な措置」をとることを明確化すべき旨の検討会の指摘（最終報告書P29参照）を踏まえ、通報窓口で受付を行う通報対象の範囲に、法に基づく通報対象事実のほか、後掲の2.(8)に掲げる通報対象事実以外の法令違反に関する事実等も含める必要がある旨を明らかにしたものです。
通報者の範囲	<p>(7) 通報者の範囲</p> <p>通報窓口では、通報対象事実又はその他の法令違反等の事実に関係する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者のほか、当該事業者の法令遵守を確保する上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法に基づく公益通報以外の通報についても、法第10条に準じて「必要な調査」を行い、「適当な措置」をとることを明確化すべき旨の検討会の指摘（最終報告書P29参照）を踏まえ、通報窓口で受付を行う通報者の範囲に、労働者のほか、退職者や役員、取引先事業者

	<p>で必要と認められるその他の者からの通報を受け付ける。</p>	<p>など、事業者による法令違反行為等を知り得る立場にある者も含める必要がある旨を明らかにしたものです。</p>
<p>公益通報以外の通報の取扱い</p>	<p>(8) 公益通報以外の通報の取扱い</p> <p>① 各地方公共団体は、法に基づく公益通報以外の通報であっても、以下に掲げる場合には、法に基づく公益通報に準ずる通報として、法第10条第1項に規定する必要な調査を行い、通報対象事実又はその他の法令違反の事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置をとるものとする。</p> <p>ア. (7)に掲げる事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者が、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する地方公共団体に対し、法第3条第2号に掲げる要件(以下「真実相当性の要件」という。)を満たして通報するものである場合</p> <p>イ. (7)に掲げる者が、通報対象事実以外の法令違反の事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該法令違反の事実について処分又は勧告等をする権限を有する地方公共団体に対し、真実相当性の要件を満たして通報するものである場合</p> <p>② ①のほか、各地方公共団体は、法令遵守を図るため、法に基づく公益通報以外の通報を受け付けることができる。この場合において、通報対象となる事実や通報者の範囲、通報対応手続その他必要な事項については、法及び本ガイドラインの趣旨を踏まえ、各地方公共団体</p>	<p>・法に基づく公益通報以外の通報についても、法第10条に準じて「必要な調査」を行い、「適当な措置」をとることを明確化すべき旨の検討会の指摘(最終報告書P29参照)を踏まえ、</p> <p>ア. 単に労働者要件を欠くだけの通報</p> <p>イ. 通報対象事実以外の法令違反に関する事実(処分等の権限を有するもの)についての通報</p> <p>のそれぞれについて、公益通報に準ずる通報として「必要な調査」を行い、「適当な措置」をとる必要がある旨を明らかにしたものです。</p> <p>・適切な通報対応を確保するため、各地方公共団体が公益通報以外の通報への対応手続等について個別に定める場合においても、法及び本ガイドラインの趣旨を踏まえる必要がある旨を明らかにしたものです。</p>

	が別に定める。	
匿名による通報の取扱い	<p>(9) 匿名による通報の取扱い</p> <p>各地方公共団体は、通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るとともに、通報対応の実効性を確保するため、匿名による通報についても、可能な限り、実名による通報と同様の取扱いを行うよう努める。この場合、各地方公共団体は、通報者と通報窓口担当者との間で、適切に情報の伝達を行い得る仕組みを整備するよう努める。</p>	<p>・法は、通報が実名であるか匿名であるかによる区別を行っておらず、匿名による通報であっても法に基づく公益通報等に該当し得ること、また、通報者が特定されることを恐れて通報を躊躇することにより、重大なリスク情報の把握が遅れる事態を避けるためには、匿名の情報を受け付けることが必要であることを踏まえ、匿名による通報についても、可能な限り、実名による通報と同様の取扱いを行うよう努める必要がある旨を明らかにしたものです。</p> <p>なお、匿名による通報については、事実関係の確認等に際して、通報者と通報窓口担当者との間で双方向のやり取りを行うことが難しい場合が多いことから、メールやウェブ・フォーム等を活用して、通報者の氏名等を特定しない形で運用することや、通報の受付は第三者による外部窓口で行い、行政機関の担当者は通報者に関する個人情報を受け取らないこととするなど、匿名性を確保しつつ実効性のある通報対応を行い得る仕組みを整備するよう努める必要がある旨を注記しました。</p>
通報の受付	<p>3. 通報への対応</p> <p>(1) 通報の受付と教示</p> <p>① 各地方公共団体に通報があったときは、法及び本ガイドラインの趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に通報に対応しなければならず、正当な理由なく通報の受付又は受理を拒んではならない。</p>	<p>・通報を受けた行政機関において不適切な対応がなされた事案が認められる中、行政機関における通報への適切な対応の確保が重要な課題となっている旨の検討会の指摘（最終報告書P26～27 参照）を踏まえ、通報に対して誠実かつ公正に対応する必要があることや、正当な理由なく通報の受付や受理を拒んではならない旨を明らかにしたものです。</p>

② 各地方公共団体において通報を受け付けたときは、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報者の氏名及び連絡先（匿名による通報の場合を除く。）、通報の内容となる事実等を把握するとともに、通報に関する秘密は保持されること、個人情報は保護されること、通報受付後の手続の流れ等を、通報者に対し説明する。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない（以下、(1) ③及び⑤、(2) ④、(5) ①及び②に規定する通知、(1) ④に規定する教示、(3) に規定する教示及び資料の提供においても、同様とする。）。

③ ②において、書面、電子メール等、通報者が通報の到着を確認できない方法によって通報がなされた場合には、速やかに通報者に対して通報を受領した旨を通知するよう努める。

④ 通報内容となる事実について、当該地方公共団体が権限を有しないときは、権限を有する行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示する。

⑤ 各地方公共団体において通報を受け付けた後は、法及び本ガイドラインの趣旨並びに当該地方公共団体が有する法令上の権限及び所掌事務を踏まえて当該通報に対応する必要性について十分に検討し、これを法に基づく公益通報又はそれに準ずる通報等として受理し

・通報の受付に際しては、通報に関する秘密保持等に十分留意した上で通報対応に必要な情報を把握するとともに、通報者が安心できるよう、通報の取扱いや今後の見通し等について十分に説明する必要がある旨を明らかにしたものです。

なお、通報に関する秘密保持等を徹底する観点から、その例外となる場合についても明記しました。

・行政機関における通報対応の進捗状況の透明性を向上させるため、通報者への通知等のフィードバックの措置について具体化・充実化を図るべき旨の検討会の指摘（最終報告書P29～30 参照）を踏まえ、通報を受領した旨を通知するよう努める必要がある旨を明らかにしたものです。

・法第 11 条を踏まえ、寄せられた通報内容となる事実について権限を有しない場合には、権限を有する行政機関を遅滞なく教示する必要がある旨を明らかにしたものです。

・通報対応の進捗状況に関する透明性を確保するため、受け付けた通報の取扱いが決まり次第、通報者に対して通知する必要がある旨を明らかにしたものです。その際、行政機関における不適切な通報対応の例として、正当かつ十分な理由なく、又は法やガイドライン等の恣意的・硬直的な解釈に基づき通報を「不受理」とすることによ

	<p>たときは受理した旨を、受理しないとき（情報提供として受け付けることを含む。）は受理しない旨及びその理由を、通報者に対し、遅滞なく通知する。</p> <p>⑥ ⑤において、通報への対応の必要性について検討するに当たっては、真実相当性の要件が、通報内容を裏付ける内部資料、関係者による供述等の存在のみならず、通報者本人による供述内容の具体性、迫真性等によっても認められ得ることを十分に踏まえ、柔軟かつ適切に対応するものとする。</p> <p>また、通報が真実相当性の要件を満たしているかどうか直ちに明らかでない場合においても、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められる場合には、同様に対応するものとする。</p>	<p>るものが認められることから、形式的な要件によってではなく、実質的に通報対応の要否を判断していくべき旨を明確化するとともに、通報を受理しない場合には、その「理由」を通知すべき旨を明記しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政機関への通報を行うに際して、真実相当性の要件を立証するためのハードルが高いことが通報者を委縮させたと考えられる例や、行政機関の側においても、真実相当性の要件を硬直的に解釈することにより、通報の放置など不適切な対応が行われている例が認められるところ、行政機関によるより適切な対応を促すため、真実相当性の要件の解釈や同要件を満たしているかどうか直ちに明らかでない場合の対応のあり方について明確化すべき旨の検討会の指摘（最終報告書P126参照）を踏まえ、明記したものです。
<p>調査の実施</p>	<p>（２）調査の実施</p> <p>① 各地方公共団体において通報を受理した後は、必要な調査を行う。</p> <p>② 調査の実施に当たっては、通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報保護のため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行う。</p> <p>③ 調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、通報対応の仕組みの整備及び運用に責任を有する幹部等が調査について適宜確</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通報を受理した後は、法第10条の趣旨を踏まえ、必要な調査を実施する必要がある旨を明らかにしたものです。 調査の過程で通報者が特定されることを防ぐため、調査の実施に際しては、通報に関する秘密保持等にも十分に留意する必要がある旨を明らかにしたものです。 通報の放置や通報事案の不適切な調査等、行政機関による通報への不適切な対応を防止するための具体的な措置を講じるべき旨の検討会の指摘（最終報告書P28～29参照）を踏まえ、通報対応の仕組

	<p>認を行う等の方法により、通報事案を適切に管理する。</p> <p>④ 適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査中は、調査の進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果は可及的速やかに取りまとめ、その結果を、遅滞なく通知する。</p>	<p>みの整備及び運用に責任を有する幹部等が通報事案を適切に管理し、調査の適正性を確保する必要がある旨を明らかにしたものです。</p> <p>・行政機関における通報対応の進捗状況の透明性を向上させるため、通報者への通知等のフィードバックの措置について具体化・充実化を図るべき旨の検討会の指摘（最終報告書P29～30 参照）を踏まえ、調査の進捗状況や調査結果について通報者に通知する必要がある旨を明らかにする一方、各地方公共団体における法執行等の実態に応じた適切な通報対応が可能となるよう、一定の留保事項を明記しました。</p>
<p>教示</p>	<p>（３）受理後の教示</p> <p>通報事案の受理後において、当該地方公共団体ではなく他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、権限を有する行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示する。この場合において、当該教示を行う地方公共団体は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、自ら作成した当該通報事案に係る資料を通報者に提供する。</p>	<p>・法第 11 条を踏まえ、通報事案の受理後において、寄せられた通報内容となる事実について権限を有しないことが判明した場合には、権限を有する行政機関を遅滞なく教示する必要がある旨を明らかにしたものです。</p> <p>その際、通報者が教示された通報先に再度通報を行った後の対応が迅速かつ円滑に進むよう、適切な法執行の確保等に支障のない範囲において、教示した地方公共団体が有する通報事案に係る資料を通報者に提供する必要がある旨を明記したものです。</p>
<p>是正措置の実施</p>	<p>（４）調査結果に基づく措置の実施</p> <p>各地方公共団体は、調査の結果、通報対象事実又はその他の法令違反等の事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適当な措置（以下「措置」という。）をとる。</p>	<p>・調査の結果、法令違反行為等が判明した場合には、法第 10 条の趣旨を踏まえて、速やかにその是正を図るなど適当な措置を講じる必要がある旨を明らかにしたものです。</p>

<p>是正措置の通知</p>	<p>(5) 通報者への措置の通知</p> <p>① 各地方公共団体が措置をとったときは、その内容を、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、遅滞なく通知する。</p> <p>② 各地方公共団体は、通報の受理から通報対応の終了までに要する標準的な期間を定め、又は必要と見込まれる期間を、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関における通報対応の進捗状況の透明性を向上させるため、通報者への通知等のフィードバックの措置について具体化・充実化を図るべき旨の検討会の指摘（最終報告書P29～30 参照）を踏まえ、各地方公共団体が講じた措置の内容について通知する必要がある旨を明らかにする一方、各地方公共団体における法執行等の実態に応じた適切な通報対応が可能となるよう、一定の留保事項を明記しました。 通報の放置を防止するとともに、通報者の予見可能性を高めるため、通報対応に要する標準的な期間やその見通しを通報者に通知する必要がある旨を明らかにしました。
<p>意見・苦情への対応</p>	<p>(6) 意見又は苦情への対応</p> <p>各地方公共団体は、通報対応に関して通報者等から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各地方公共団体における迅速かつ適切な通報対応の確保を図るため、各行政機関が通報者からの通報対応に係る意見・苦情等の申出を受け付け、これに迅速かつ適切に対応することを促進すべき旨の検討会の指摘（最終報告書P31 参照）を踏まえ、確認的に明記したものです。
<p>通報者の保護</p>	<p>4. 通報者等の保護</p> <p>(1) 通報者等の保護</p> <p>各地方公共団体は、正当な理由なく、通報又は相談に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員に対し、懲戒処分その他適切な措置をとる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通報に関する秘密等が漏えいすることは、それ自体が通報者に対する重大な不利益となるほか、通報を理由とする更なる不利益な取扱いにもつながるおそれがあることから、正当な理由なくそのような行為を行った職員に対して、懲戒処分その他の適切な措置を講じる必要がある旨を明らかにしたものです。

<p>フォローアップ</p>	<p>(2) 通報者のフォローアップ</p> <p>各地方公共団体は、通報対応の終了後においても、通報者からの相談等に適切に対応するとともに、通報者が、通報したことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル等を紹介するなど、通報者保護に係る必要なフォローアップを行うよう努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通報制度に対する信頼性を確保し、その実効性の向上を図るためには、通報者へのフォローアップ等を効果的に行う仕組みの整備が必要である旨の検討会の指摘（最終報告書P11 参照）を踏まえ、外部の労働者等からの通報を受け付けた地方公共団体においても、通報者に対する必要なフォローアップを行うよう努めるべき旨を明らかにしました。
<p>関係資料の管理</p>	<p>5. その他</p> <p>(1) 通報関連資料の管理</p> <p>各地方公共団体は、各通報事案への対応に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意して、適切な方法で管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通報対応に関する記録や関係資料には、通報者、被通報者、その他の関係者に関する機微にわたる情報が記載されていることに鑑み、通報に関する秘密保持及び個人情報保護に留意して、適切な方法で管理する必要がある旨を明らかにしたものです。
<p>仕組みの周知等</p>	<p>(2) 職員への周知</p> <p>各地方公共団体は、幹部職員等のリーダーシップの下、職員に対する定期的な研修の実施、説明会の開催その他適切な方法により、法及び本ガイドラインの内容、当該地方公共団体における通報対応の仕組み等について、全ての職員に対し、十分に周知する。</p> <p>(3) 事業者及び労働者等への周知等</p> <p>① 各地方公共団体は、当該地方公共団体の区域内の事業者及び労働者等に対する広報の実施、説明会の開催その他適切な方法により、法及び「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各行政機関における通報制度の実効性を高めるため、幹部職員等のリーダーシップの下、全ての職員に対して制度の意義や仕組みの周知徹底を図るべき旨の検討会の指摘（最終報告書P32 参照）を踏まえ明記したものです。 ・通報制度の意義や重要性に対する事業者や労働者等の認知度を高めることは、各行政機関による監督機能の強化や所管事業者内における自浄作用の向上等を通じて、法令遵守の確保に資すること、また、中小企業をはじめとする事業者や労働者等の制度へ

	<p>者向けガイドライン」(平成28年12月9日 消費者庁。以下「民間事業者向けガイドライン」という。)の内容並びに当該地方公共団体における通報窓口、通報対応の仕組み等について、周知するよう努める。</p> <p>② 各地方公共団体は、当該地方公共団体の契約の相手方又は補助金等の交付先(以下「相手方事業者」という。)における法令遵守及び不正防止を図るために必要と認められる場合(過去に不正が発生し同種の事案の再発防止の必要性が高い場合、事業者の専門性に大きく依存する事業など外部からの監督だけでは不正の発見が困難な場合、不正が発生すると個人の生命、身体、財産その他の利益が侵害されるおそれがある場合など)には、相手方事業者に対して、民間事業者向けガイドラインに基づく取組の実施を求めることなどに努める。</p>	<p>の認知度を高めるためには、所管省庁や業界団体等を通じて周知等を行うべきとの消費者委員会の意見(「公益通報者保護制度に関する意見」(平成25年7月23日))を踏まえ、各地方公共団体においても制度の周知に努める必要性がある旨を明らかにしたものです。</p> <p>・「消費者基本計画工程表」(平成28年7月消費者政策会議(会長 内閣総理大臣)決定)で、『「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」最終報告書を踏まえ、事業者の更なる取組を促進するため、(中略)インセンティブの導入(内部通報制度に係る認証制度、公共調達での評価)等を可及的速やかに実施する。』とされていることについての取組の一環として、各地方公共団体においても、公共調達や補助金等の交付を行うに際して、法令遵守の確保や不正防止等を図るために必要と認められる場合には、相手方事業者に民間事業者向けガイドラインを踏まえた取組を求めることなどが望まれる旨を明らかにしたものです。</p>
<p>協力義務等</p>	<p>(4) 協力義務等</p> <p>① 各地方公共団体及び職員は、本ガイドラインに定める通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。</p> <p>② 各地方公共団体は、通報対象事実又はその他の法令違反の事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が複数ある場合においては、連携して調査を行い、措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力する。</p>	<p>・通報を端緒として把握した法令違反行為等に対して迅速かつ適切に対応するため、関係行政機関の間で緊密に連携・協力する必要がある旨を明らかにしたものです。</p> <p>・同上</p>

	<p>③ 各地方公共団体は、法令に違反する事実について処分又は勧告等をする権限を他の行政機関に委任等をしている場合において、当該法令違反の事実に関する通報がなされたときは、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、当該他の行政機関と通報及び通報への対応状況に関する情報を共有し、通報対応への助言を行うなど、適切な法執行を確保するために必要な協力、支援等（委任庁が受任庁に対して指揮監督権限を有する場合においては、当該権限の適切な行使も含む。）を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関による通報の放置等の不適切な対応を防止するため、処分等の権限の他機関への委任等により、現に当該所管法令違反の事実について処分等の権限を有しない場合についても、処分等の権限を有する受任庁等に対して通報事実を共有し、受任庁等が当該通報を既に受理している場合には、その対応状況を確認するなど、法第1条、法第10条、現行の外部通報ガイドライン1.の趣旨を踏まえた適切な対応をとることを明確化すべき旨の検討会の指摘（最終報告書P29参照）を踏まえ、明記したものです。
<p>制度の評価・改善</p>	<p>（５） 通報対応の評価及び改善</p> <p>① 通報対応の仕組みの運用状況についての透明性を高めるとともに、客観的な評価を行うことを可能とするため、各地方公共団体は、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護並びに適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、当該地方公共団体における通報対応の仕組みの運用状況に関する情報（例えば、通報受付件数、通報事案の概要、通報事案の調査結果の概要、調査の結果とった措置、調査対応状況の概要、通報対応に要した期間等）を、定期的に公表する。</p> <p>② 各地方公共団体は、通報対応の仕組みの運用状況について、職員及び中立的な第三者の意見等を踏まえて定期的に評価及び点検を行うとともに、他の行政機関による先進的な取組事例等も参考にした上で、通報対応の仕組みを継続的に改善するよう努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各行政機関の通報対応状況の透明性の向上を図り、通報に対する適切な対応を確保するため、例えば、通報受付件数や通報対応状況の概要等、必要と認められる事項を公表する仕組みを設けるべき旨の検討会の指摘（最終報告書P29～30参照）を踏まえ、各地方公共団体において、通報に関する秘密保持等に支障のない範囲でこれらの事項を公表する必要がある旨を明らかにしたものです。 通報制度の実効性を高めるためには、通報制度の整備・運用状況について、職員等や第三者の意見等を踏まえつつ、適切な点検を定期的実施するとともに、その結果を踏まえた不断の改善を図ることが必要である旨の検討会の指摘（最終報告書P13参照）を踏まえ、各地方公共団体において、通報制度の継続的な評価・改善に努める

		<p>必要がある旨を明らかにしたものです。</p>
<p>消費者庁の役割</p>	<p>(6) 消費者庁の役割</p> <p>① 消費者庁は、地方公共団体における通報対応の仕組みの適切な整備及び運用並びに個別の通報事案に対する適切な対応を確保するため、各地方公共団体に対して必要な助言、協力、情報の提供その他の援助を行うものとする。</p> <p>② 消費者庁は、法の施行状況を把握するため、各地方公共団体における通報窓口の設置及び運用状況、通報への対応状況、職員への研修の実施状況等について調査を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>③ 消費者庁は、通報対応の仕組みの適切な整備及び運用に関して、各地方公共団体の職員への周知、研修等並びに各地域の事業者及び労働者等への広報、説明会等を実施するとともに、各地方公共団体が当該地方公共団体の職員並びにその区域内の事業者及び労働者等に対して同様の取組を行うに際して、資料の提供、説明その他必要な協力を行うものとする。</p>	<p>・市区町村における通報・相談窓口の整備が、各市区町村の実情に応じて円滑に行われるよう、消費者庁及び都道府県が、市区町村の通報・相談窓口の整備を支援することが適当である旨の検討会の指摘（最終報告書P33～34参照）を踏まえ、通報対応の仕組みの整備・運用や個別の通報事案への対応に際して、消費者庁が市区町村を始めとする各地方公共団体に必要な援助を行う旨を明らかにしたものです。</p> <p>・通報に対する各行政機関の適切な対応を担保するため、消費者庁が各行政機関の通報対応状況等を調査・確認し、その結果を公表すること、また、各行政機関における担当者等への研修実施を促すため、消費者庁が各行政機関における研修の実施状況について調査し、その結果を公表すること等を求める検討会の指摘（最終報告書P32参照）を踏まえ、消費者庁が毎年度実施している「行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査」等を活用して、それらを行っていく旨を確認的に記載したものです。</p> <p>・各行政機関における通報制度の実効性を高めるためには、全ての職員等に対する制度の周知徹底を図ることが必要である旨の検討会の指摘（最終報告書P32参照）を踏まえ、消費者庁が、各地方公共団体の職員への周知、研修や各地域の事業者、労働者等への広報、説明会等を実施するとともに、各地方公共団体が同様の取組を行う際には、必要に応じて、消費者庁が協力を行う旨を確認的に記載したものです。</p>

<p>都道府県の役割</p>	<p>(7) 都道府県の役割</p> <p>各都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村における通報対応の仕組みの適切な整備及び運用並びに個別の通報事案に対する適切な対応を確保するため、当該市区町村相互間の連絡調整及び当該市区町村に対する必要な助言、協力、情報の提供その他の援助を行うよう努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村における通報・相談窓口の整備が、市区町村の実情に応じて円滑に行われるよう、消費者庁及び都道府県が、市区町村の通報・相談窓口の整備を支援することが適当である旨の検討会の指摘（最終報告書P33～34参照）を踏まえ、通報対応の仕組みの整備・運用や個別の通報事案への対応に際して、区域内の市区町村間の連携・協力が必要な場合には、各都道府県が積極的に市区町村間の連絡・調整を担うとともに、その着実な実施のために必要な援助を行うよう努める必要がある旨を明らかにしたものです。
-----------------------	--	--